

はじめに

某中古車販売店や某アイドル事務所など、コンプライアンス違反の不祥事に起因する分社化でのリスタートは、皆さまの記憶にも新しいことと思います。これらの事案のように、近年ではコンプライアンス違反で企業が経営破綻に追い込まれてしまう時代です。企業におけるコンプライアンスへの取組みは重要視されるようになってきていると感じます。

建設業においては、建設工事の品質を確保し、安全な作業環境を提供すること、そして公正な取引を行うことなどがコンプライアンスの一環となります。具体的には、法令遵守のための体制を整え、関連する法令を理解し、それに従って行動することが求められます。

建設業に関連する法令には、主に次のようなものがあります。

- ・建設業法
- ・建築基準法
- ・宅地造成等規制法
- ・労働基準法
- ・職業安定法
- ・労働安全衛生法
- ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）

これらの法令のなかでも建設業者が特に意識したいものは「建設業法」です。この法律は「業法」と呼ばれる業種ごとの基本的な事業要件を定める法律の1つです。建設業法には「建設業の許可」や「建設工事の請負契約」「施工技術の確保」など、建設業の営業に関する各種ルールが規定されており、建設業法違反の場合には監督処分や罰則を受ける場合があります。建設業のコンプライアンスへの第一歩は、建設業法の遵守からといっても過言ではありません。

冒頭でも申し上げたとおり、コンプライアンス違反で企業が経営破綻に追い込まれてしまう時代です。これは建設業においても同様です。建設業法に違反すれば、許可取消処分や営業停止処分等の監督処分を受け、会社経営を揺るがす事態となりかねません。これからの時代を勝ち残るのは、コンプライアンス意識の高い建設業者です。

本書は、コンプライアンスへの取組みが重視されるなかで、少しでも多くの建設業者が建設業法遵守への意識を高めていただけるよう、建設業法における立入検査や監督処分とその周辺知識について、理解しやすいように体系的にまとめて書き上げました。本書が、建設業者にとって、これからの時代の勝ち組となるための一助となれば幸いです。

令和6年6月

行政書士法人名南経営

行政書士 大野裕次郎

目次



第1章

報告及び検査

第1節	建設業法第31条「検査及び報告」とは	10
1	建設業法第31条「報告及び検査」	11
2	報告及び検査の対象者	12
3	報告及び検査の対象事項	13
4	報告及び検査ができる場合	13
第2節	「報告」及び「検査」の種類と概要	14
1	下請取引等実態調査	14
2	モニタリング調査	20
3	立入検査	25
4	その他	27
第3節	立入検査は何を契機として実施されるのか	29
1	各種違反通報窓口への通報	29
2	下請取引等実態調査	35
3	申請・届出	35
4	労働基準監督機関による通報	37
第4節	立入検査が実施されるまでの流れ	39
1	立入検査が実施されるまでの流れ	39
2	事前のやり取りから立入検査までの所要期間	50
第5節	立入検査から行政処分までの流れ	51
1	立入検査当日	51
2	検査	51
3	検査終了後	52
4	結果通知書の受領	55



行政処分

- 第1節 行政処分（監督処分）とは……………62
 - 1 監督処分の種類……………62
 - 2 罰 則……………66
- 第2節 監督処分の種類—指示……………70
 - 1 指示処分とは……………70
 - 2 指示処分を受けるケース……………72
- 第3節 監督処分の種類—営業の停止……………74
 - 1 営業停止処分とは……………74
 - 2 営業停止処分を受けるケース（建設業法第28条）
……………76
- 第4節 監督処分の種類—許可の取消し……………77
 - 1 許可取消処分とは……………77
 - 2 許可取消処分を受けるケース（建設業法第29条）
……………77
- 第5節 指導、助言及び勧告……………81
 - 1 指導、助言、勧告とは……………81
 - 2 行政指導を受けるケース……………83
- 第6節 監督処分を受けられないこと……………85
 - 1 営業停止期間中に行えない行為……………85
 - 2 営業停止期間中でも行える行為……………87
 - 3 許可取消処分を受けた後でも行える行為……………89
- 第7節 監督処分から逃れることはできるか……………91
 - 1 監督処分の承継……………91
 - 2 欠格要件による建設業許可取得の制限……………93
 - 3 自主廃業の事例……………99



第3章

違反と監督処分基準

- 第1節 監督処分基準とは……………106
 - 1 監督処分の基本的考え方……………108
 - 2 監督処分の対象……………109
 - 3 監督処分等の時期等……………111
 - 4 不正行為等が複合する場合の監督処分……………112
 - 5 不正行為等を重ねて行った場合の加重……………114
- 第2節 監督処分の基準の基本的考え方……………116
- 第3節 監督処分の基準の具体的基準……………119
- 第4節 その他……………128



第4章

検査項目

- 第1節 施工体制台帳……………132
 - 1 施工体制台帳とは……………132
 - 2 作成が求められるケース……………134
 - 3 施工体制台帳に関する検査項目……………134
- 第2節 施工体系図……………137
 - 1 施工体系図とは……………137
 - 2 作成が求められるケース……………139
 - 3 施工体系図に関する検査項目……………140
- 第3節 現場の技術者……………141
 - 1 監理技術者・主任技術者とは……………141
 - 2 求められる雇用関係……………142
 - 3 専任配置義務……………143
 - 4 技術者に関する検査項目……………145

第4節	見積依頼及び見積り	146
1	見積依頼	146
2	法定福利費	148
3	見積依頼及び見積りに関する検査項目	149
第5節	工事請負契約書	150
1	契約方法と契約時期	150
2	契約書に記載すべき事項	151
3	契約が追加・変更となった場合	154
4	工事請負契約書に関する検査項目	154
第6節	支払状況	155
1	契約額と支払額の関係	155
2	支払い手段	156
3	支払期間に関するルール	157
4	支払状況に関する検査項目	160
第7節	保管書類	161
1	帳簿	161
2	営業に関する図書	163
3	保管書類に関する検査項目	164
第8節	標識	165
1	営業所に掲げる標識	165
2	工事現場に掲げる標識	166
3	標識に関する検査項目	167
第9節	無許可業者への下請負	168
1	無許可業者とは	168
2	建設業許可の確認方法	170
3	無許可業者への下請負に関する検査項目	173



第5章

検査対象書類とその記載ルール

- 第1節 施工体制台帳の記載方法……………176
 - 1 施工体制台帳の記載例……………176
 - 2 作成時のチェックポイント……………176
 - 3 国土交通省の「施工体制台帳等のチェックリスト」……………184
- 第2節 施工体系図の記載方法……………189
 - 1 施工体系図の記載例……………189
 - 2 作成時のチェックポイント……………192
- 第3節 現場の技術者に関する事項の確認方法……………194
 - 1 監理技術者等の資格要件の確認……………194
 - 2 雇用関係の確認方法……………203
- 第4節 見積依頼書の確認方法……………206
 - 1 見積依頼書の記載例……………206
 - 2 法定福利費の計上……………207
 - 3 見積期間の確認方法……………208
- 第5節 工事請負契約書の確認方法……………209
 - 1 請負契約の締結日……………209
 - 2 契約書に記載すべき事項……………211
- 第6節 検査及び引渡しを確認する方法……………213
 - 1 工事完成から引渡しまでの流れ……………213
 - 2 完成通知・検査・引渡し確認書の参考様式と記載例……………215
- 第7節 帳簿の記載内容とその確認方法……………216
 - 1 帳簿の記載例……………216
 - 2 帳簿の電子保存……………219
- 第8節 建設業者（下請業者）の確認方法……………220

- 1 再下請負通知書とは……………220
- 2 再下請負通知書の記載例……………221

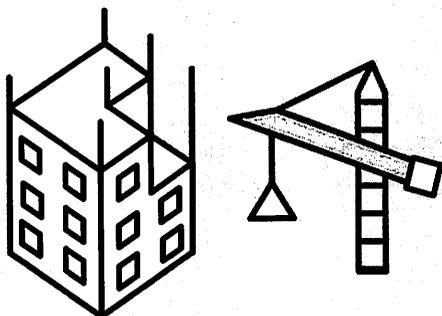


立入検査を恐れない建設業者になる ために必要なこと

- 第1節 監督処分を受けた建設業者の事例……………226
 - 1 指示処分……………226
 - 2 営業停止処分……………235
 - 3 許可取消処分……………239
- 第2節 建設業法令遵守マニュアルを作成する……………244
 - 1 建設業法令遵守マニュアルとは……………244
 - 2 建設業法令遵守マニュアルの内容……………245
 - 3 建設業法令遵守マニュアル作成に役立つ資料……………249
- 第3節 社員のコンプライアンス意識を醸成する研修を行う
……………251
 - 1 研修の内容……………251
 - 2 研修の実施頻度……………252
 - 3 行政書士法人名南経営の顧客の事例……………254

第1章

報告及び検査





建設業法第31条 「検査及び報告」とは

行政書士には、独占業務の1つとして、許認可の申請手続の業務があります。行政書士法人名南経営（以下、本書では「当社」という）では、許認可の専門部署を設置しており、なかでも建設業許可の手続きを得意分野としています。そのため、お客様から建設業許可の手続きの依頼が多くあります。

建設業法では、軽微な建設工事のみを請け負う場合、建設業許可は不要とされています。では、なぜ建設業許可を取得する事業者が多いかという、建設業許可を取得することでより大きな工事を請け負うことができるようになり、売上の拡大につなげることができるからです。建設業許可は、建設業を営む企業にとって、発展していくためには欠かせないものとなっています。

しかし、建設業許可の取得は、企業を発展させていくための通過点にすぎません。目的ではなく手段であり、取得してからが本当のスタートです。企業を発展させていくためには、売上の拡大が必要なことはもちろんですが、その前提として事業を継続させることが重要です。

建設企業の事業の継続を阻む原因として、「業績の悪化」「高齢化」「人手不足」「後継者の不在」など挙げられますが、このような問題を抱えていない企業でも起こり得る原因として、「建設業法違反による罰則や監督処分」があります。具体的には、法令違反をして許可取消処分や営業停止処分を受けることにより、事業の継続が困難になるということです。これはすべての建設企業が気を付けなければならない問題です。

このような建設業法違反発覚の端緒となるものが、国土交通省や都道府県による「報告及び検査」です。国土交通省の立入検査により、無許可業者との下請契約や、資格要件を満たさない者の主任技術者等としての配置などの建設業法違反が発覚した場合、許可取消処分や営業停止処分を受ける可能性があります。日常から法令遵守を意識して、立入検査を受けたとしても問題のない状態にしておかなければなりません。

現在、建設業界は「高齢化」「人手不足」「働き方改革」などの課題を抱えており厳しい環境にあります。直近では、働き方改革関連法案による2024年4月からの建設業への時間外労働の上限規制が始まりました。業界が抱える課題に対しては、法整備による対策が取られることがあります。建設企業が選ばれる企業となり、事業を継続し発展していくためには、法令遵守を徹底していくことが重要です。

1 建設業法第31条「報告及び検査」

国土交通省や都道府県による「報告及び検査」についての規定は以下のとおりです。

(報告及び検査)

第31条 国土交通大臣は、建設業を営むすべての者に対して、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で建設業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その業務、財産若しくは工事施工の状況につき、必要な報告を徴し、又は当該職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(以下省略)

2 報告及び検査の対象者

まず、注意しておきたいのは、報告及び検査の対象者です。

建設業許可には、国土交通大臣許可と都道府県知事許可の2種類があります。2以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業をしようとする場合は国土交通大臣許可、1つの都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合は当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事許可が必要です。国土交通大臣許可の場合の許可行政庁は国土交通大臣、都道府県知事許可の場合の許可行政庁は都道府県知事となります。建設業者に対する指示・営業停止・許可取消などの監督処分は、この許可行政庁が行うことになっていますが、報告や検査においては、そうではありませんので注意が必要です。

建設業法第31条の規定を見ると、国土交通大臣は「建設業を営むすべての者に対して」、都道府県知事は「当該都道府県の区域内で建設業を営む者に対して」とされています。「建設業を営む者」とは、建設業許可を持たずに建設業を営業する者が含まれます。つまり、国土交通大臣または都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、建設業許可の有無にかかわらず、建設業を営む者から報告を徴取し、その職員に立入検査を行わせることができることとされています。

国土交通大臣の場合は、特に区域の制限なく建設業を営む者であればすべて対象となります。また、都道府県知事の場合は、当該都道府県の区域内で建設業を営む者に限られていますが、当該都道府県の区域内で建設業を営む者であれば、当該都道府県知事許可業者だけではなく、大臣許可業者であろうと他の都道府県知事許可業者であろうと対象になります。

3 報告及び検査の対象事項

次に、報告及び検査の対象事項を確認したいと思います。

「報告」については、「その業務、財産若しくは工事施工の状況につき、必要な報告を徴し」と規定されています。つまり、国土交通大臣や都道府県知事が報告を徴取することができる範囲は、業務・財産・工事の施工状況に関するものに限定されています。

また、「検査」については「当該職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる」と規定されています。つまり、国土交通省や都道府県の職員が立ち入ることができる場所は、営業所や営業に関係のある場所（工事現場や資材置場、現場事務所）に限定され、検査の対象となる書類は帳簿書類等の書類に限定されています。

4 報告及び検査ができる場合

最後に、どのような場合に報告及び検査をすることができるのかを確認したいと思います。国土交通大臣や都道府県知事は「特に必要があると認めるとき」に限り、建設業を営む者に対して報告の徴取や立入検査をすることができます。「特に必要があると認めるとき」とは、国土交通大臣や都道府県知事が建設業を営む者に対して建設業許可を与えたり、監督処分を下す判断をするときに必要な場合などが考えられます。



「報告」及び「検査」 の種類と概要

ここでは、「報告」及び「検査」にどのような種類があるのかを見ていきしたいと思います。あらかじめどのような報告や検査があるかを知ること、その対策をしておくことが重要です。

1 下請取引等実態調査

下請取引等実態調査とは、建設工事における元請負人と下請負人との間の下請取引の適正化を図るため、下請取引等の実態を把握し、建設業法令違反行為等を行っている建設業者に対して指導等を実施するための調査です。建設業法第31条第1項及び第42条の2第1項の規定に基づき、国土交通大臣及び中小企業庁長官が実施しています。

どのような内容の調査であるか、例として「令和5年度下請取引等実態調査」を取り上げてみます。

(1) 令和5年度下請取引等実態調査

調査対象：全国の建設業者 12,000 業者（大臣許可 1,500 業者、知事許可 10,500 業者）

調査方法：郵送による書面調査

調査期間：令和5年7月26日から令和5年9月8日

調査内容：

- ・ 下請負人との見積方法（提示内容、期間、法定福利費、労務費、工期）の状況
- ・ 下請契約（追加・変更契約を含む。）の締結方法の状況
- ・ 下請代金の支払期間・方法の状況
- ・ 価格転嫁や工期設定の状況
- ・ 発注者による元請負人へのしわ寄せの状況
- ・ 元請負人による下請負人へのしわ寄せの状況
- ・ 約束手形の期間短縮や電子化の状況
- ・ 技能労働者への賃金支払状況 など

調査票

令和5年度下請取引等実態調査 調査票

現時点で既に建設業を廃業等した方へ

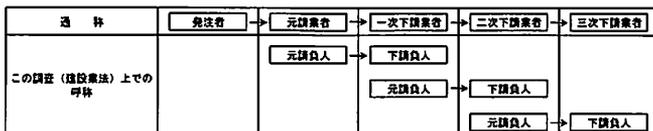
現時点で建設業の事業活動を終了（解散・廃業・吸収合併されたなど）している場合は、下記の項目にチェック（☑）したうえで、回答票を必ず返信下さい。（次頁以降の設問に回答する必要はありません）
また、廃業届の届出をしていない場合は、許可を受けた行政庁に対して廃業届の届出をお願いします。

既に建設業の事業活動を終了（解散・廃業・吸収合併）しているため、回答できません。

《回答を記入する前に必ずお読み下さい》

【留意事項】

- この調査は、建設業における下請取引等の適正化を図るため、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づいて実施するものですので、必ず回答して下さい。
- 送付物の内容は、①調査票、②令和5年度下請取引等実態調査 参考資料、③返信用封筒です。また、調査票は「Ⅰ元請負人の立場で回答する設問」、「Ⅱ下請負人の立場で回答する設問」、「Ⅲ約束手形についての設問」、「Ⅳ資金等についての設問」で構成されています。
- この調査は、令和4年7月1日から令和5年6月30日における、貴社と他の建設会社（元請業者や下請業者）との取引の状況（出資対応等の緊急工事は除く。）について、各設問の回答方法に従って最も当てはまる番号に○印を記入して回答して下さい。下請負人としてのみ取引している場合や、民間工事のみ行っている場合も調査の対象となります。
- 貴社の回答から、発注者や元請負人等に貴社が特定されるようなことはありませんので、ありのままをご回答頂きますようお願い致します。
- 調査票には、調査票の記入者を必ず記載して下さい。また、報告に当たっては代表者による回答内容の確認を行って下さい。記載にあたってはボールペンでご記入下さい。
- ご回答いただく設問は、前の設問で選んだ選択肢によって異なります。設問ごとのガイド（選択肢の後に「⇒」で表示）に従ってご回答下さい。ガイドがない場合は、次の設問にお進み下さい。
- この調査における「元請負人」「下請負人」の意味については、以下のとおりです。その他、この調査に対して不明な点がある場合には、同封している参考資料3ページ以降に掲載している「よくある質問」を参照して下さい。



※下請負人に警備業務、運搬業務、資材の納入売買のみを行っている業者は含みません。

- 調査票の中には、コードを記入する箇所がありますので、参考資料2ページのコード一覧を参照してご記入下さい。
- 後日、回答内容について確認させて頂く場合がありますので、ご記入いただいた調査票のコピーを2年間保存して頂きますようお願い致します。

この調査票のみを返信用封筒に入れて 9月 8日（金）（必着）までに郵送して下さい。

第 1 章 報告及び検査
第 2 節 「報告」及び「検査」の種類と概要

○貴社の会社概要等

※記載内容に誤りがある場合は、二重線で取消し、正しい名称をご記入下さい。

会社名	
所在地 〒	
建設業の許可番号	
大臣・知事	特定・一般
許可番号	
第 号	
調査票記入者	TEL
※氏名はフルネームで記入して下さい	
氏名	() -
調査票の記入内容について相違ありません。	
代表者名	※押印省略
※代表者については、契約締結に関する責任を有する者(支店長、営業部長等)でも結構です	
○貴社の主な立場 (最も該当と思われる番号1つに○印を記入して下さい。)	
1 元請業者 (発注者 (施主) から工事を請け負っている立場)	
2 一次下請業者 (元請業者から工事を請け負っている立場)	
3 二次下請業者 (一次下請業者から工事を請け負っている立場)	
4 三次以降の下請業者 (二次以降の下請業者から工事を請け負っている立場)	

I 元請負人の立場で回答する設問 ※「貴社の主な立場」に関係なく I-1 (1) から回答して下さい。

発注者 (施主) と契約関係にある元請業者だけでなく、例えば一次下請業者と二次下請業者の間の下請契約における一次下請業者のように、下請への発注があれば、その工事については「元請負人」に該当します。(1ページ 留意事項?参照)

I-1 下請負人に工事を発注したことがありますか

(1) 調査対象期間 (令和4年7月1日から令和5年6月30日) において、建設工事 (災害対応等の緊急工事は除く。以下同様) を下請負人に発注した実績はありますか。該当する番号1つに○印を記入して下さい。

- | |
|--|
| 1 建設工事を下請負人に発注した実績がある ⇒ I-1 (2) からご回答下さい |
| 2 建設工事を下請負人に発注した実績がない ⇒ I-7 (1) へ (7ページ) |

(2) 貴社は1年間に概ね何社と下請取引がありますか。該当する番号1つに○印を記入して下さい。

- | | | |
|---------|---------------|----------|
| 1 10社未満 | 2 10社以上100社未満 | 3 100社以上 |
|---------|---------------|----------|

I-2 下請負人との見積りや下請代金の決定方法について教えてください

(1) 下請負人への見積り依頼はどのようになっていますか。該当する主な番号1つに○印を記入して下さい。

- | |
|----------------------------------|
| 1 書面で依頼 (メール、FAXを含む) ⇒ I-2 (2) へ |
| 2 口頭で依頼 ⇒ I-2 (2) へ |
| 3 見積り依頼を行っていない ⇒ I-3 へ (4ページ) |

(2) 下請代金は、どのように決めていますか。該当する主な番号1つに○印を記入して下さい。

- | |
|----------------------------------|
| 1 下請負人から見積書を交付させ、下請負人と協議を行った上で決定 |
| 2 下請負人から見積書を交付させるが、自社単独で決定 |

(3) 下請負人に見積り依頼する際に提示している内容はどれですか。該当する番号に○印を記入して下さい。(複数回答可)

- | |
|--|
| 1 工事内容 |
| 2 工事着手の時期及び工事完成の時期 |
| 3 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容 |
| 4 請負代金の全部又は一部の前払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法 |

(2) 令和5年度下請取引等実態調査の結果概要

令和5年度下請取引等実態調査では、全国の建設業者12,000業者（大臣許可1,500業者、知事許可10,500業者）が対象となり、調査票の回収は9,251業者（回収率77.1%）でした。

(1) 建設業法の遵守状況

○建設工事を下請負人に発注したことがある建設業者（7,613業者）のうち、建設業法に基づく指導を行う必要がないと認められる建設業者（適正回答業者）は、570業者（適正回答業者率：7.5%（昨年度：7.7%））であった。

○このうち、「下請代金の決定方法」（98.4%）、「契約締結時期」（98.6%）、「引渡し申出からの支払期間」（97.8%）、「支払手段」（93.7%）などの調査項目については概ね遵守されている状況であった。

○一方、「見積提示内容」（20.6%）、「契約方法」（63.2%）、「契約条項」（46.5%）、「手形の現金化等にかかるコスト負担の協議」（38.1%）など、適正回答率が低い調査項目も見受けられた。

(2) 元請負人による下請負人へのしわ寄せの状況

元請負人から「不当なしわ寄せを受けたことがある」と回答した建設業者は1.6%（昨年度：1.4%）で、その内容のうち、主なものは、「指値による契約」（15.9%）、「追加・変更契約の締結を拒否」（14.0%）、「工事着手後に契約」（11.5%）、「下請代金の不払い」（11.5%）だった。

(3) 発注者（施主）による元請負人へのしわ寄せの状況

発注者から「不当なしわ寄せを受けたことがある」と回答した建設業者は1.0%（昨年度：1.3%）で、その内容で主なものは、「発注者側の設計図面不備・不明確、設計積算ミス」（15.7%）、

「追加・変更契約の締結を拒否」(14.2%)、「発注者による理不尽な要求・地位の不当利用」(12.7%)、「請負代金の不払い」(9.7%) だった。

(4) 法定福利費・労務費の内訳を明示した見積書の活用状況

下請負人に対し、法定福利費の内訳を明示した見積書の交付を働きかけている元請負人は69.3%、労務費の内訳を明示した見積書の交付を働きかけている元請負人は65.2% だった。また、元請負人に対し、法定福利費の内訳を明示した見積書を交付している下請負人は77.6%、労務費の内訳を明示した見積書を交付している下請負人は68.3% だった。

(5) 工期について

下請負人から工期の変更交渉があった際に変更を認めている元請負人は90.5% だった。また、受注者の責によらない事由によって工事の完成が難しいと判断した場合、元請負人に対して工期の変更交渉を行ったことがある下請負人は83.1%で、うち施工するために通常必要と認められる工期に変更されたのは92.2% だった。

(6) 請負代金の額について

下請負人から請負代金の額の変更交渉があった際に変更を認めている元請負人は95.2% だった。また、元請負人との契約書に価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の定めがある下請負人は58.9% だった。さらに、請負代金の額の変更交渉を行ったことがある下請負人は56.3%で、うち変更が認められたのは87.2% だった。

(7) 約束手形について

手形期間を60日以内(予定も含む)としている建設業者は77.9%で、一方、手形期間を60日以内とする予定がないと回答した理由としては、「特に理由はないが、現在の手形期間が慣例となっているため」54.3%が最も多かった。

(8) 技能労働者への賃金支払状況

賃金水準を引き上げた、あるいは引き上げる予定があると回答した建設業者は 89.6%（昨年度：84.2%）だった。賃金水準を引き上げた理由として最も多かったのは、「周りの実勢価格が上がっており、引き上げなければ必要な労働者が確保できないため」55.9%だった。一方、引き上げないと回答した理由としては、「経営の先行きが不透明で引き上げに踏み切れない」46.2%が最も多かった。

出典：国土交通省「令和5年度下請取引等実態調査の結果概要」（<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001720848.pdf>）から引用

調査後、建設業法令違反行為等を行っている建設業者に対して指導票が送付され、是正措置を講ずるよう指導がなされます。また、未回答業者や建設業法令違反等があり、特に必要がある場合には、許可行政庁による立入検査等の端緒情報として活用されることになります。

2 モニタリング調査

モニタリング調査とは、適正な請負代金・適正な工期による請負契約の締結、適正な請負代金の支払いを確保する観点から、受発注者間・元請下請間の取引状況、工期の設定状況について、実施される情報収集・調査のことです。なお、モニタリング調査を通じて得られた結果等を踏まえ、必要に応じて、元請業者、発注者に対して事実確認や注意喚起等が行われることもあります。

どのような内容の調査であるか、例として「令和4年度適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保に係るモニタリング調査（元請業者）」を取り上げます。

●著者略歴

大野 裕次郎（おおの ゆうじろう）

愛知県出身

2007年三重大学人文学部卒業後、株式会社名南経営（現：名南コンサルティングネットワーク）入社、名南行政書士事務所を兼務。2009年1月行政書士試験合格、同年10月登録。2015年行政書士法人名南経営を設立し、社員（役員）就任。

建設業に参入する上場企業の建設業許可取得や大企業のグループ内の建設業許可維持のための顧問などの支援をしている。建設業者のコンプライアンス指導・支援業務を得意としており、建設業者の社内研修や建設業法令遵守のコンサルティングも行っている。

著書『建設業法のツボとコツがゼッタイにわかる本』（共著・秀和システム、2020年6月）、『行政書士実務セミナー〈建設業許可編〉』（共著・中央経済社、2023年9月）

寺嶋 紫乃（てらしま しの）

岐阜県出身

2014年1月行政書士試験に合格し、同年7月に行政書士登録。名古屋市の繁華街錦三丁目に紫（ゆかり）行政書士事務所を独立開業。飲食店営業許可や風俗営業許可など許認可業務を中心に様々な手続きを経験。

2016年1月ヘッドハンティングされ、行政書士法人名南経営に入社。建設業者向けの研修や行政の立入検査への対応、建設業者のM&Aに伴う建設業法・建設業許可デューデリジェンスなど、建設業者のコンプライアンス指導・支援業務を得意としている。

著書『建設業法のツボとコツがゼッタイにわかる本』（共著・秀和システム、2020年6月）、『行政書士実務セミナー〈建設業許可編〉』（共著・中央経済社、2023年9月）